



市民の広場文京 文京区議会議員 無所属

Vol.10
2014年 初秋号

海津敦子新聞

当選一期が見た 区議会報告

連絡先 電話 080-3027-2758
住所 文京区小石川4-14-24-107

市民の広場議員控室 03-5803-1319
<http://www.hiroba-bunkyo.net/>

プロフィール ◆1961年生れ。共立女子大卒・1983年テレビ朝日入社・1992年退社 | 東洋大社会学部非常勤講師 | 所属委員会:文教委員会・災害対策調査特別委員会・少子高齢社会対策調査特別委員会

（災害対策基本法施行令）

すべての基準を満たすこと

① **規模条件** ● 被災者等を満たせるために必要かつ適切な規模

② **構造条件** ● 速やかに被災者を受け入れ、生活関連物資を配布できること

③ **立地条件** ● 想定される災害による影響が比較的小ない場所

④ **交通条件** ● 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易

区が指定する大震災時の避難所を点検すると、一箇所だけ水害の危険があり、国が定める基準を満たしていない場所があります。柳町小学校です。大雨による浸水予想区域を示した「水害ハザードマップ」で、想定される水深「2.0～5.0m」になる危険個所とされています。つまり、指定避難所の基準である「想定される災害による影響が比較的少ない場所」にはあたりません。区は水害時の避難所に柳町小を指定していないほど「影響が非常に大きい場所」です。

災害による影響大

記録的な大雨で各地に被害が相次ぎました。このことは、大震災が発生し避難所生活の間にも、猛烈な雨が降る可能性を示唆しています。国は、自治体が避難所を指定する際に、震災と共に大雨等の災害も考慮することを求めていました。が、区は大雨で大きな被害が想定される場所を震災時の避難所として指定して折、早急な対策が不可欠です。

区は、避難所として指定する柳町小の体育館が基準を満たしていないことを認識しています。昨年7月、文教委員会で柳町小の児童数増加に伴う増築について報告があり、区から現在の体育館の場所に増築校舎を建設し、体育館を建てなおす案の説明もされました。そこで1階にある体育館を避難所として指定している問題を質問したところ、「仮に浸水の深さが5mと考えると、恐らく1階、2階部分ぐらいが水没する可能性もある。現実的にどういう対応がいいのか」「難しい課題があるのは認識している」との答弁でした。

The diagram illustrates the relationship between house height and flooding risk. A house is shown with its height divided into four categories by red horizontal lines:

- Top category: 2.0~5.0m
- Second category: 1.0~2.0m
- Third category: 0.5~1.0m
- Bottom category: 0.2~0.5m

Below the house, a yellow area represents the ground level. The water level categories correspond to the following water depths above ground level:

- 2.0~5.0m: 1.8m to 4.5m
- 1.0~2.0m: 0.8m to 1.8m
- 0.5~1.0m: 0.5m to 1.0m
- 0.2~0.5m: 0.2m to 0.5m

A legend on the left side of the diagram states: "対策は認識するも進まず" (Measures are recognized, but progress is slow).

3階以上の指定にも課題
体育館に収容を想定する千人前後
の避難者が生活できるだけのス
ペースを3階以上に確保するのは
困難です。さらには、避難者が一
定期間生活する場所が教室等に
なると学校の早期再開ができませ
ん。子どもの心のケアのためにも
授業が速やかに再開できる考慮は
不可欠です。現状の柳町小のハ
ド面では避難者の安全に万全を期
した避難所にはなりません。

どうすれば？国・都の判断は
都は各市区町村に対し、避難所の選定には「浸水想定も考慮すること」を求めており、都に取材をしました。「区が水害ハザードマップで想定する以上、浸水する危険のある1階は避難所として指定すべきではない」。国にも取材をしました。2.0～5.0mの水深を想定なら「3階以上を避難所として指定すべき」「備蓄倉庫を設置する階も考慮する必要がある」。

避難所生活の中、時間100mmを超す雨が降り柳町小の体育館が浸水する可能性は想定すべきシナリオであり、早急な対策が不可欠です。地域住民の命に関わる課題なのですですから。けれど答弁から一年が過ぎますが、区からは未だ対策が打ち出されません。

責任の所在

いつ、大規模な地震が発生しても、記録的な雨が区内に降つても不思議ではありません。想定する災害から区民の生命を守る対策を速やかに行う自治体であってこそ、納税する意味があります。

仮に今、解決する緊急性はない」と区は判断し「先送り」するのであれば、避難所に指定する体育館が浸水した折の責任の所在を明確にし、区民が納得できるように説明する責任があります。

文部科学省は「災害時に学校は、避難してきた地域住民の避難生活の拠り所となること」を各自治体は自覚し、「学校の建て替えや増築など教育環境の整備時にはあわせて、防災拠点としての学校を強化すること」を求めています。けれど、区は柳町小に限つては国の求めに応じません。柳町小の増築にあわせて浸水被害を防ぐ工夫など、防災拠点としての問題を解決すべきですが、教室の数を増やす視点のみです。危機感が乏しいと指摘せざるを得ません。

避難者の視点に立つ

計画に 子どもの 参加を

学校の建て替えや、築30年以上が経過する小中学校の教室や廊下、トイレ等の改修、増築、そして、児童館のあり方の検討など、子どもたちに関わることが様々動いています。

文京区は基本構想で「子どもの権利を保障」する自治体です。それだけに、子どもが自分たちに関わる事業計画に参加し意見を述べる機会を作り、計画に反映させる過程は必須です。

どのように子どもの意見を聞いているのか、文教委員会で聽きました。「名挙て適切に実施され

ているはず」と答弁。ところが、ある校長に取材をすると「教育委員会から子どもの意見を聞けとの指示はないので聞いていない」と。残念ながら「子どもの権利の保障」とはまだ隔たりがあります。

「この権利の保障」にはまだ隔たりがあります。子どもが自分の意見を言う。周りの仲間の意見を聞く。大人がしっかりと受け止める。出した意見が、自分たちに関わる事業にどのように反映されているか注視する。こうした体験は子どもにとって実際に意味深いことです。子どもの参加がなされて事業の計画が立てられていくか検証をしていきます。

「子どもの権利条約」4つの柱



大丈夫が
文京区
区政に欠ける力

間違いを認められる力

問われる常識力

施策の設計に関して欠かすこと
ができないのは、客観的な数値です。
今年6月、「文京区立図書館
サービス検討委員会」の報告書が
出されました。しかし、検討委員
会の命題である「図書館サービス
を向上させる」ための指標になる
他区との比較が正しくないデータ
を使い報告書がまとめられま
した。報告書(案)の段階で、区内
の一人がそのことに気が付き、教
育委員会事務局に、数字を修正
する必要性を指摘しました。しか
し、修正をすることなく、(案)を
外し報告書として教育委員会定
例会へ、そして、議会に提出され
ました。間違ったデータのままで

押し通すなど、あつてはいけない
ことです。最終的には教育長の決
断で報告書が修正されることに
なりました。が、本来であれば、区
民からの指摘があつた時点で「間
違い」を修正すべきです。(図A)

間違いを認められない背景

区政運営の基本姿勢そのもの
が、「間違っている」とは認めない
で言い訳を徹底的に行うことには
映ります。なぜなら、認めたら
そこに関わった同僚を否定する
ことにつながる。行政は間違いを
しないが前提。さらには区長の顔
に泥を塗る:と考える体質があ
ると感じます。間違いを認めず、

月1日より各自治体は「もっぱら
学校図書館の職務に従事する職
員を学校司書として位置付け、司
書教諭のほかに、学校司書を置く
よう努めなければならない」こと
になりました。

こうした動きは、教育委員会
は当然つかんで施策を練つて
いかなければいけません。各所
管は国や都の動向を把握しな
がら施策を考えていいくのが仕
事です。しかし、私が6月11日、
本会議で質問をした折の教育
長の回答は、学校図書館法が改
正になり「各校に学校司書を置く
努力義務が発生すること」は
「知らなかつた」と思える答弁
でした。

教育長が答弁した時点は、す
でに学校図書館法の改正が成立
する見通しは立つていました。仮
にそうした情報を持たずに答弁
を作成したならば、教育委員会
の情報収集力には大きな課題が
あります。法改正の流れを知つ
ていたとすれば、少なくとも「専
任の司書の配置は国の動向も見
て検討する」といった答弁にな
ると思います。今回の教育長答弁
は、国がどうであれば、「文京区
センターの療育を杉並区のよう
に必要なお子さんの親御さんから、
「保育園で入園を断られた」「福祉
の両立を叶えられる環境整備をし
てもらいたい」とごく当たり前の願
いが伝えられました。しかし、区の
子を育てる家庭でも子育てと仕事
の両立を叶えられる環境整備をし
てもらいたい」とごく当たり前の願
いが伝えられました。しかし、区の
回答は「そうした考えはない」と。
子どもたちの障害の有無で子育ての感
じ方に大きな開きがあることを区
の調査で明らかにしながら、自ら調
査結果を「見て見ぬふり」、いえ、「調
査を無かつたこと」にしたいように
映る回答です。区はすべての保護者
が自己肯定感を持つて子育てや子
どもの成長に喜びや生きがいを感じ
られるように支援することを目指す
以上、調査結果を重く受け止め
具体的な支援に踏み出すべきです。

子の障害の有無によって子育ての
感じ方の差異が明確になったデータ
は、障害児の家庭のニーズに対し不
足している支援を緊急に行う必要
を示しています。子育て計画等で具
体的計画を示すことはもちろん、次
回の調査で障害児の家庭が「子育て
を辛い」と思う数値を何%まで減ら
せるか、数値目標を打ち出すことが
重要です。そうした目標があつて初
めて、障害の有無に関わらず「すべて
の家庭」が安心して子育てができる
支援を目指す区の姿勢が「見える化」
されます。

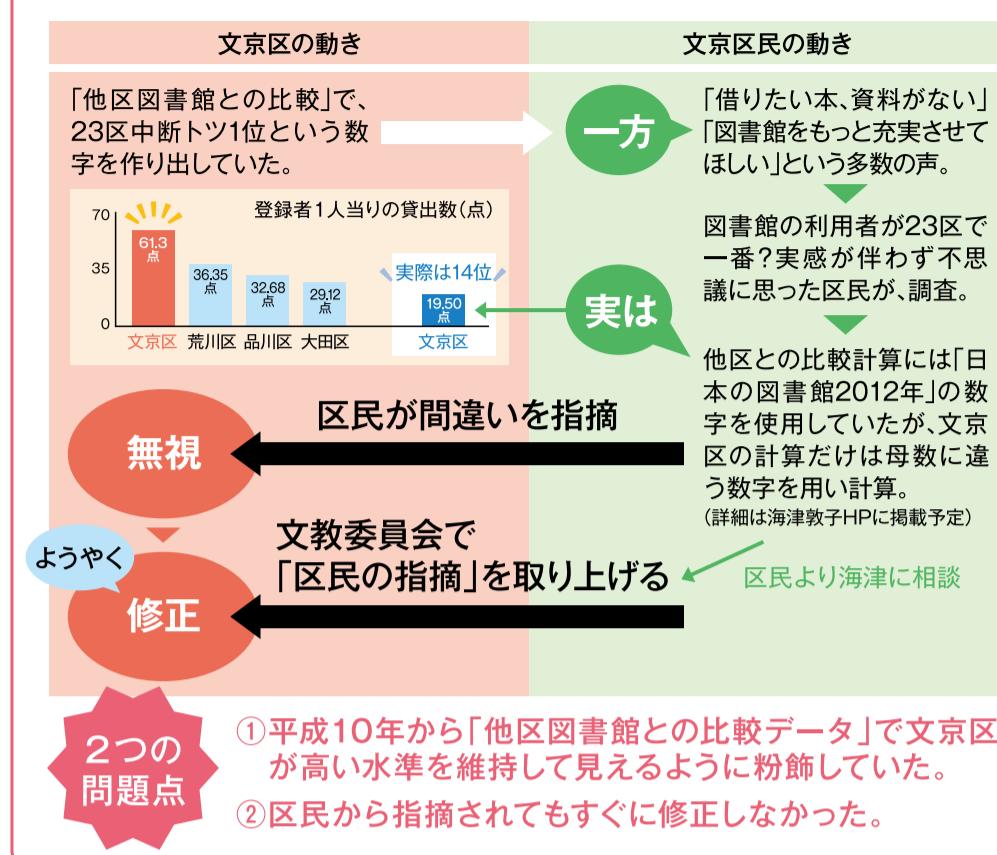
自分たちを正当化しようとする
区のあり様は、区民の心に不信を
積み上げるだけです。そうした姿
勢は、同じ間違いを繰り返す温床
にもなります。率直な反省ができ
る組織こそが、区民一人ひとりを

幸せにできる区政です。
「間違いはない」「誤ったことは
していない」との区政に対しても、
議会に求められること
切り込む力

議会は調査して切り込むことが
役割です。区民のニーズよりも職
員のやりやすさが優先されている
いか等々、切り込んで審議をして
いるかどうか、区民の皆さんが私

も含め各議員をしっかりと監視
をしてください。議会が区政運営
をしっかりと監視し、けん制する
役割を果たせてこそ区政は良くな
ります。議会のあり様は、区民
の暮らしに直結していきます。

図A 「文京区立図書館サービス検討委員会の報告書」をめぐる問題



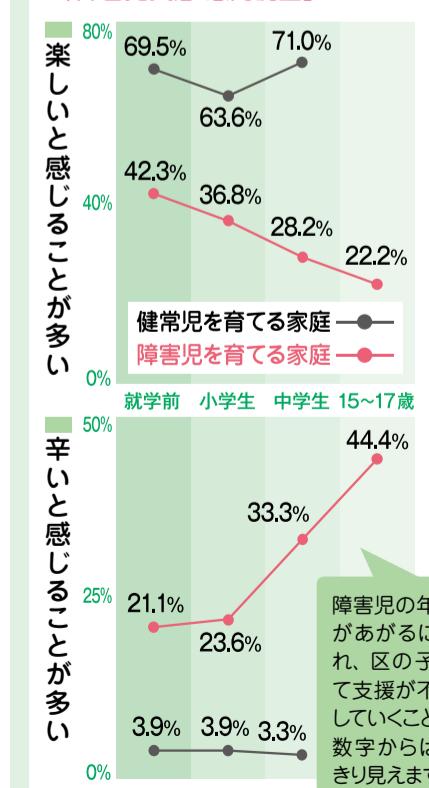
海津敦子
の質問
について

毎年、多くの中学校PTAから
図書館に司書を専属に置いてほ
しいとの要望が出されている。私
立中学への選択が50%の文京区
で、各校300人規模の区立中
学校を本気で目指すのであれば、
各学校に専門の司書を置くとい
うことも「魅力ある公立中学校
づくり」としての重要な視点と考
える。まずは中学校に専属の司
書を配置し、「文の京」らしい学
校図書館を区立中学校の魅力に
する。

情報収集力を高めることを求め
ると同時に、来年4月から区立
小中学校的図書館すべてに学校
司書を配置するようになってし
まいます。今後は国の動向など
情報を親しみ、子どもたちが
情報を活用する力を育む拠点と
しての役割がこれまで以上に期
待できます。

子育ての感じ方

- ・「子育て支援に関するニーズ調査」
- ・「障害児実態・意向調査」



大丈夫が
文京区
学校図書館

情報収集力に疑問

大丈夫が
文京区
子育て支援

すべての子育て家庭支援のために 調査は施策に活かしてこそ

区にとって不都合な事実?

子育てが辛いと感じている。そ
の割合が約44%。楽しいと感じる
2倍。という調査結果(左図)があ
る。通常であれば、こうした結果が
出しますが、この結果に対し区の
動きは緩慢です。なぜか、それは、
「障害児の家庭の子育ての感じ方」
であるからだと推測します。

当たり前を拒否

8月、区長と「区政を話し合う集
い」が開催され、そこで、医療ケア
が必要なお子さんの親御さんから、
「保育園で入園を断られた」「福祉
センターの療育を杉並区のよう

に必要なお子さんの親御さんから、
「保育園で入園を断られた」「福祉
センターの療育を杉並区のよう

Column
海津敦子コラム
Atsuko
Kaizuka